



仕事の疑問 相談室
鳥取労働局

Q 近所の会社で技能実習生など外国人が働いています。毎日遅くまで働いてい

るのに、残業代が少ないと困っているようです。

A 技能実習生など日本でも働く外国人についても、労働基準法など関係法令が適用され、適正に労働条件・安全衛生が確保されなければなりません。

外国人技能実習生の適正労働条件と安全衛生確保

労働局・労働基準監では、違法な時間外労働など、外国人とり働など労働時間関係が、労働基準法に違反する労働条件・安全衛生を確保するため、実習実施機関に対し、関係法令の周知・啓発に努めています。監督指導など、外国人の労働条件・安全衛生に関する相談に重点的に行っているほか、英語など外国語に堪能な労働者に対する指導も行っていきます。

全国的に、労働基準監督署が2014年に、技能実習生の実習実施機関3918事業場に対して監督指導を実施したところ、29.7%の事業場(76%)で法令違反が認められました。主な違反として、労働時間関係が、労働基準法に違反する労働条件・安全衛生を確保するため、実習実施機関に対し、関係法令の周知・啓発に努めています。監督指導など、外国人の労働条件・安全衛生に関する相談に重点的に行っているほか、英語など外国語に堪能な労働者に対する指導も行っていきます。

全国的に、労働基準監督署が2014年に、技能実習生の実習実施機関3918事業場に対して監督指導を実施したところ、29.7%の事業場(76%)で法令違反が認められました。主な違反として、労働時間関係が、労働基準法に違反する労働条件・安全衛生を確保するため、実習実施機関に対し、関係法令の周知・啓発に努めています。監督指導など、外国人の労働条件・安全衛生に関する相談に重点的に行っているほか、英語など外国語に堪能な労働者に対する指導も行っていきます。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話 0857-29-1703